〃	第三十七回	四億円	百円七十五銭
〃	第三十九回	十億円	百四円二銭
〃	第四十回	五億円	百四円五十四銭
〃	第四十二回	十二億円	百三円五十七銭
〃	〃	二十五億円	百三円五十八銭
〃	〃	六十億円	百三円五十九銭
〃	〃	十五億円	百三円六十銭
〃	〃	二億円	百三円六十三銭
〃	第四十三回	二十億円	百三円四十銭
〃	〃	一億円	百三円四十三銭
〃	第四十四回	三十億円	百三円八十七銭
〃	〃	二十五億円	百三円九十銭
〃	〃	八十二億円	百三円九十四銭
〃	第四十六回	三十億円	百四円四十銭
〃	〃	五億円	百四円四十四銭
〃	〃	二十五億円	百四円四十五銭
〃	第四十七回	二百億円	百三円九十四銭
〃	〃	二億円	百三円九十五銭
〃	〃	百一億円	百三円九十六銭
〃	〃	一億円	百三円九十七銭
合計		八百一億円	

○財務省告示第二百十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年六月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年六月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十一回	十億円	百円三十五銭
〃	第十二回	二億円	百円三十五銭
〃	第十三回	十億円	百円十二銭
〃	第十四回	二十億円	百円三十銭
〃	第十五回	百五十億円	百円二十五銭
〃	第十七回	三十億円	九十九円九十五銭
〃	第十八回	七十億円	百円十五銭
〃	第十九回	五十億円	百円六十銭
〃	第二十二回	一億円	百二円二十銭
〃	第三十九回	四十四億円	百三円九十八銭
〃	第四十回	十億円	百四円四十五銭
〃	〃	六億円	百四円五十三銭
〃	第四十一回	三十億円	百四円四銭
〃	第四十二回	八十億円	百三円五十六銭
〃	第四十三回	十九億円	百三円三十四銭
〃	〃	二十億円	百三円三十七銭
〃	第四十四回	十億円	百三円七十九銭
〃	〃	十億円	百三円八十銭
〃	〃	十億円	百三円八十一銭
〃	〃	十億円	百三円八十二銭
〃	第四十五回	二十億円	百三円六十八銭
〃	〃	三十億円	百三円七十一銭
〃	第四十七回	十億円	百三円八十二銭
〃	〃	六十二億円	百三円八十五銭
〃	〃	四十億円	百三円九十一銭
〃	〃	二十二億円	百三円九十三銭
〃	第四十八回	二十五億円	百六円七十五銭
合計		八百一億円	

○文部科学省告示第百十五号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九条の規定に基づき、平成二十七年度において社会教育主事の講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等並びに受講者の選定の方法を次のように告示する。

平成二十七年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文